

卸売市場法施行細則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十七号

卸売市場法施行細則

卸売市場法施行条例施行規則（昭和四十七年三月奈良県規則第六十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。

）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定証の交付）

第二条 知事は、法第十三条第一項の認定をしたときは、開設者に対し、地方卸売市場認定証（第一号様式）を交付するものとする。

（身分を示す証明書）

第三条 法第十四条において準用する法第十二条第三項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、身分証明書（第二号様式）によるものとする。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

第 号

地方卸売市場認定証

地方卸売市場の名称

地方卸売市場の位置

開設者

住所

名称及び代表者の氏名

取扱品目

卸売市場法第13条第1項の規定による地方卸売市場の認定を受けたことを証明します。

年 月 日

奈良県知事



第2号様式（第3条関係）

（表）

第 号

身分証明書

所属名

職及び氏名

上記の者は、卸売市場法第14条において準用する同法第12条第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。

写 真

年 月 日

奈良県知事

印

卸売市場法（抜粋）

（報告及び検査）

第12条 略

- 2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（地方卸売市場の認定）

第13条 卸売市場であつて、第5項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2～7 略

（準用）

第14条 第5条から第10条まで、第11条（第1項第1号に係る部分を除く。）及び第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第6条第1項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第6条第1項中「第4条第2項各号」とあるのは「第13条第2項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第12条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第3項中「第4条第2項」とあるのは「第13条第2項」と、第8条第1項第2号及び第2項中「第13条第1項」とあるのは「第4条第1項」と、第11条第1項第2号中「第4条第5項各号」とあるのは「第13条第5項各号」と読み替えるものとする。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 略

- 二 第12条第1項若しくは第2項（これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項（第14条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者